一般演題

大分県における私宅監置の書類

Official Document of Home Custody in Oita Prefecture

奥野 克行 1 , 金川 英雄 2,5 , 野田 武志 3 , 横村 信子 4 , 湯之原 絢 4 , 荒 義昭 4 , 高橋 邦 雄 4

¹五反田駅前メンタルクリニック, ²国立病院機構埼玉病院精神科, ³NPO法人大分県近現代資料調査センター, ⁴国立病院機構埼玉病院, ⁵昭和大学精神科

野田武志が大分県公文書館勤務当時に保管されていた県の「監置精神病者に関する綴(つ づり),昭和15年」を確認した. 呉修三の私宅監置室調査『精神病者私宅監置の実況』と異 なるのは、「綴」が県側の私宅監置全般、監置の許可、変更、廃止の書類群である、昭和15年の1 年分ではあるが、分析によって私宅監置のシステムが詳細に分かる、結論を述べれば戦前の まだ貧しい時代で医療が抜けるという最大欠点はあったが、法律的には整備され呉が調査 した明治より時代は下がり、多数の書類が必要で、監置を乱用できる状況ではなかった、「綴 」は表紙の次に目次があり、昭和14年12月12日付から昭和15年12月20日付までの書類が あるが、昭和15年中に受理されたものがひとまとめで88種類ある、最初の書類はある患者が 昭和14年12月に亡くなり監護義務者による「精神病者死亡届」、医師の「死亡診断書」(精 神病者監護法第5,7条には,私宅監置中死亡した場合の届け出が義務),警察署長名で作られ た上申報告書「精神病者死亡届出の件」の3種類で1つとなっている.処理が終わったのが、 正月過ぎの昭和15年になった.単独の書類としては「身元不詳精神病者手配方の件」が「 京都府警察部長」名であり、大分県で発見されなかったので、それだけで完結している.逆に 行方不明となった患者の「監置精神病者逃走手配の件」に人相と着衣が書かれている.私 宅監置解除と思われる監護義務者の「精神病者監置者全治届」もあり医師の「診断書」、 その後ミスがあったようで、監護義務者による「紛失届」「始末書」もある.他に「精神病 者住所および監置室移転届」、私宅監置廃止の書類もある、家庭での私宅監置の他に、病院監 置さらに公立監置室での監置があった.精神病者監護法第9条では「公私立精神病院及公私 立病院の精神病室」での監置を定めている.現在から見てその可否を論ずることはむずか しいが、法治国家である我が国は厳密に法律が施行されていた.当日はスライドで供覧する.